

○財務省告示第二百五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年七月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（四十年）（第十 一回）	二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項並びに特 別会計に関する法律（平成十九 年法律第二十三号）第四十六条 第一項及び第六十二条第一項	三 振替法の適 用等 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けけるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。	四 発行方法 入札による発行 利回りを競争に付して行われる	五 募入決定の 方法 各申込みのうち応募利回りの低 いものからその応募額を順次割 り当てる。	六 発行額 額面金額で三千九百九十五億円 うち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で千七百五 億三百六十五万円、特別会計に 関する法律第四十六条第一項の 規定に基づき発行した利付国債 については、額面金額で百四十
-------------------------------------	---	--	--	---	--

七	八	九	十	十	十	十	十
払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行日	発行価格	利率	初期利子
五億八千九百六十万円	五億八千九百七十万円	振替法の規定による振替口座簿	三井住友銀行	平成三十年七月二十五日	十三年七月二十五日	年〇・八パーセント	平成三十年九月二十日
<p>五億八千九百六十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債に基き、額面金額で二千七百七十億六千八百八十八円、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成三十年七月二十五日</p> <p>募集入決定の通知を受けた者は、払込金額に加之、第二号に規定する出た金額を第二号に規定する期日に払い込むものとす。</p> <p>額面金額の総額 <math>\times \frac{0.8}{100} \times \frac{127}{365}</math></p> <p>平成三十年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。（以下、次の期及び第十号において規定する期日について同じ。）</p> <p>額面金額 <math>\times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}</math></p>							

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子以

平成三十年七月二十五日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成七十年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期におい を支払う。 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日